

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学論叢を出版すること並びに教授会の組織見直しによる本部構成員及び紀要編集会議編成の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</p> <p>(2) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案</p> <p>(3) 大学と附属学校の共同研究の推進</p> <p>(4) センターの研究活動の推進</p> <p>(5) 受託研究及び共同研究の受入</p> <p>(6) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進</p> <p>(7) 若手教員等研究支援の推進</p> <p>(8) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。</p> <p><u>(9) 東京学芸大学論叢（以下「論叢」という。）の出版に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他研究活動の推進に必要な業務</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>若干名</u></p> <p><u>(2) 学系長</u></p> <p><u>(3) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(4) 研究・連携推進課長</u></p> <p><u>(5) 財務課長</u></p> <p><u>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する教員</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員の中から学長が指名し、副本部長は前項第3号の本部員をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第1項第6号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</p> <p>(2) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案</p> <p>(3) 大学と附属学校の共同研究の推進</p> <p>(4) センターの研究活動の推進</p> <p>(5) 受託研究及び共同研究の受入</p> <p>(6) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進</p> <p>(7) 若手教員等研究支援の推進</p> <p>(8) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。</p> <p><u>(9) その他研究活動の推進に必要な業務</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>2名</u></p> <p><u>(2) 附属学校を所掌する副学長</u></p> <p><u>(3) 学系長</u></p> <p><u>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</u></p> <p><u>(5) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(6) 研究・連携推進課長</u></p> <p><u>(7) 財務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員の中から学長が指名し、副本部長は前項第5号の本部員をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第1項第4号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

〔省略〕

(紀要編集会議)

第7条 推進本部に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、各学系、教職大学院及び機構（大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。）ごとに紀要編集会議を置く。

2 紀要編集会議に関し必要な事項は、別に定める。

(論叢編集会議)

第8条 推進本部に、論叢の編集に関して必要な事項を審議するため、論叢編集会議を置く。

2 論叢編集会議に関し必要な事項は、別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第9条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第10条～第12条 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

〔省略〕

(紀要編集会議)

第7条 推進本部に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、学系ごとの紀要編集会議を置く。

2 紀要編集会議に関し必要な事項は、別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第8条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第9条～第11条 〔省略〕

〔省略〕